

奈良県告示第二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年八月三十一日かかるが溜池土地改良区の定款の変更を認可した。

令和二年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾